

法人の利益処分制度について

1 利益処分について

- 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、繰越損失に充当し、なお残余がある場合、積立金として整理する。
ただし、第3項の使途に充てる場合は、この限りではない。（法人法第40条第1項）
- 法人は、第1項に規定する残余があるときは、市長の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を中期計画で定める剰余金の使途に充てることができる。
（法人法第40条第3項）

⇒承認には、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
（法人法第40条第5項）

2 経営努力認定について（総務省告示による）

- 法第40条第3項による承認の額は、法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 法第40条第3項による承認の額が、法人の経営努力により生じたものであることは、法人が自らその根拠を示すものとする。
- 具体的な方法
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金に基づく収益以外の収益から生じた利益
⇒経営努力により生じたものとする。
 - (2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合
⇒原則、経営努力によるものとする。
 - (3) その他法人が経営努力によることを立証した場合
⇒経営努力により生じたものとする。

利益処分の概要

